

日本国厚生労働省とアメリカ合衆国保健福祉省との間の協力覚書(仮訳)

日本国厚生労働省(MHLW)及び米国保健福祉省(HHS)(以下「当事者」と総称する。)は、

医療の提供並びに生物医学科学及び臨床科学分野において、研究及びイノベーションを醸成し、二国間の協力を発展させるという意志に導かれ、

保健における国際協力の重要性を認識し、

日本及び米国間で維持されたこれまでの協力を考慮し、

両国の国民のために、これらの分野において協力を強化し、本協力覚書(MOC)に署名したいという当事者の願望を認識し、

次の共通の認識に至った。

第Ⅰ節

本MOCの目的は、科学・学術・技術・研究指向型プロジェクト及び交流の実施、技術情報の交換、双方の当事者にとって関心のあるその他の活動を通じ、両国の適用可能な法令に従い、保健分野及びその発展のために協力戦略を策定することである。

当事者は、全ての活動は、適用法令と一貫し、平等、互恵関係、相互利益に基づき、保健・生物医学における協力的取組を強化・拡大することを意図している。

共同活動は、必要に応じ、汎米保健機構、西太平洋地域事務局、世界保健機関(WHO)、国連システムを構成するその他の機関などの国際的保健機関の活動及び目標と協調し、それらを支持することを予定している。

第Ⅱ節

当初の取組は、以下を含む共通の優先事項に対応する保健健康戦略の策定に向けることを意図している。

- グローバルな保健体制の強化
- 薬剤耐性を含むがこれに限られない公衆衛生緊急事態及び新たな公衆衛生の脅威
- 先端的医療技術、医薬品、医療機器の研究開発
- 医薬品及び医療機器の規制
- 食品安全上の懸念
- 人材育成
- 医療サービス及び財政
- グローバルな保健政策の策定
- 若年死の減少を目標とする、がんを含む非感染性疾患(NCD)の負担増大への対応

- ・ 感染症の予防とコントロール
- ・ 育児や高齢の家族の介護にあたる労働者などの介護人の支援に関する経験及び情報の交換／政策の策定を含む高齢化対策

また、当事者の相互の同意によって、協力のためのその他の優先事項を特定することもできる。

第 III 節

本 MOC における協力の方法については、以下を含むがこれらに限られない。

- ・ 共同の科学プログラム及び研究プロジェクト
- ・ 情報及び好事例についての交換
- ・ 科学者及び保健担当官間の交流
- ・ 認められた協議、会合、科学会議

また、当事者は、二国における適当な機関及び個人間の直接的な協力関係の確立を奨励し、及び促進することも予定している。

本 MOC の下実行される諸活動は、範囲、責務、その他実施に関連し各当事者にとって特に関心のある側面の概略を示した、具体的な取決めを通じ、実施される予定である。

第 IV 節

特定された各相互協力分野において、当事者は、諸活動の実用的な実施を主導する組織を特定することを意図している。本 MOC の下の全ての活動は、当事者の適用可能な法令に則り、利用できる人材、資源、予算資金に従い、当事者によって実行されることが予定されている。双方の当事者の適当な組織は、コミュニケーション及び活動の調整並びに相互の決定に基づくアクションの履行を担当することを予定している。本 MOC に基づく諸活動は、本 MOC の署名後、共通の優先事項に基づく合同協議を通じ、発展させることを予定している。本 MOC は、何ら国際法上又は当事者の法律上法的拘束力のある義務をも生じさせない。

関連する法令で義務付けられるか又は当事者による相互の別段の同意がない限り、当事者は、本 MOC が実施される間において他方の当事者から受領した又は他方の当事者によって利用可能とされたいかなる情報も開示、発信、又は公表することを意図しない。ただし、かかる情報は、公知の情報でない場合に限る。

本 MOC の実施又は解釈から生じるいかなる紛争も、当事者間で解決されることが予定されているが、必要に応じて外交ルートを通じる。

第 V 節

本 MOC の下の諸活動は、両当事者の署名をもって、開始できる。本 MOC は、当事者の相互の同意によつて修正でき、また、いずれか一方の当事者が他方の当事者に、3か月前までに書面で停止を通知すれば、その全部又は一部を停止することができる。本 MOC の停止は、停止前に本覚書の下で実施されるプロジェクトの継続に影響を及ぼすことを意図していない。

2017 年(月)(日)、(場所)において、英語で 2 通に署名する。

日本国厚生労働省のために

アメリカ合衆国保健福祉省のために
